

# 交通違反の反則金について

## 交通反則通告制度のあらまし

交通違反のうち、反則者(無免許運転者、酒気帯び運転者及び反則行為によって交通事故を起こした者等を除いた交通違反者)が、反則行為(比較的軽微で定型的な違反～例として信号無視など)をした場合は、刑事手続きに先行して行政手続きとして処理する制度です。

反則金を納付すれば、当該道路交通法違反については公訴を提起(少年の場合は家庭裁判所の審判)されないという制度です。

反則金を納付しない場合は刑事手続きに移行し、検察官が起訴すれば裁判を受ける。(少年の場合は家庭裁判所の審判に付される)こととなります。



## 交通反則通告制度の質問コーナー

### Q1 反則金は、どこで納められますか？

銀行(国庫金の収納ができる地方銀行、都市銀行、信用金庫)  
または郵便局です。

コンビニエンスストアなどでは納付することができませんので  
ご了承をお願いいたします。

## Q 2 反則金を分割で納められますか？

反則金の分割払いはできないことになっていますので、一括で納付してください。

## Q 3 反則金と罰金との違いは？

反則金は、警察本部長の通告に基づいて反則者が任意に納付する「行政上の制裁金」とされていますので、「前科」として残ることはありません。

罰金は、法律に定められた刑罰の一つになっていますので、「前科」になります。

## Q 4 仮納付期限までに反則金を納付できなかった時は？

釧路方面管内で違反をされた方で、釧路方面管内に居住されている方

釧路方面管内とは～釧路、根室、中標津、厚岸、弟子屈、帯広、池田、本別、新得、広尾の各警察署管内です。

交通反則告知書(警察官から手渡された青い違反切符)に記載された出頭日に違反された本人が、釧路方面交通反則通告センター(所在地～釧路市黒金町10丁目5 釧路方面本部内4F)に来ていただければ、出頭された日の翌日から起算して10日目まで有効の新たな納付書を通告書とともに交付します。(これを「交付通告」といいます。)ので、それにより納付することができます。

出頭する、しないは「任意」です  
出頭日は都合があって無理だという場合には、出頭日後でも交付通告(上記の手続き)を行うことができますので、事前にご連絡をお願いいたします。

なお、出頭する際は、  
交通反則告知書  
納付書  
運転免許証(ご本人と確認できるもの)  
をご持参のうえ、金融機関にて納付する都合上、「午後3時まで」に出頭していただくよう、お願いいたします。

出頭日に来られなかった方には、交通反則告知書を渡された日から、概ね1ヶ月後に新たな納付書と通告書を書留郵便で送付します(これを「送付通告」といいます。)ので、それにより納付することができます。

ただし、この場合には、郵送料として実費839円が反則金に加算されますので、ご了承をお願いいたします。

釧路方面管内で違反をされた方で、釧路方面管外(他の都府県)に居住されている方

交通反則告知書を渡された日から概ね1ヶ月後に、釧路方面交通反則通告センターから、納付書と通告書を書留郵便で送付いたしますので、それにより納付することができます。

ただし、この場合には郵送料として実費839円が反則金に加算

---

#### Q 5 反則金の納付を家族等に頼んでもいいのですか？

反則告知を受けた本人の意思に基づいていれば、代理の方の納付でもかまいません。

領収証書(納付書の1枚目)は必ず受け取って、しばらくの間ご自身が保管しておくことをお勧めします。

---

#### Q 6 通告による納付書でも、納付期限内に納付できなかった時は？

違反の内容によって手続きが異なる場合がありますので、お手数ですが釧路方面交通反則通告センター(釧路方面管外で違反された方は、違反場所を管轄する都道府県警察の交通反則通告センター)までお問い合わせください。

---

#### Q 7 反則金を納付しなかった場合は、どうなりますか？

通告を受けても、反則金を納付されない場合は、道路交通法違反として刑事手続きに移行することとなります。

成人の場合は検察庁に書類が送致され、起訴されると裁判になります。

少年の場合は家庭裁判所に書類が送付され、審判を委ねられることとなります。

Q 8 違反の後で住所が変わりましたが、反則金を納めていない時は？

お手数ですが、違反地を管轄する都道府県警察の交通反則通告センターに、新しい住所、連絡先をご連絡ください。

新しい住所に納付書と通告書が送られてきます。

---

## 釧路方面交通反則通告センターの所在地等

〒085 - 8511 釧路市黒金町10丁目5 - 1 釧路方面本部内4F

電話番号 0154 - 25 - 0110 内線( 5142、5143 )

交通反則通告制度についてご不明な点がございましたら、お電話にてお問い合わせください。

なお、お電話でのお問い合わせは、平日の午前8時45分から午後5時30分までですので、ご了承ください。